

第1日目（5月16日）

○議 長（山田 勝君） おはようございます。ただいまから平成28年度第1回南魚沼市臨時議会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、教育長公務のため欠席の届け出が出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号18番・岡村雅夫君及び19番・今井久美君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は本日5月16日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月16日の1日間と決定いたしました。

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。貴重な時間をお借りいたしまして大変申しわけありません。議案の差しかえのお願いでございます。

第4号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例等の一部改正について）の6ページ、議案の附則におきまして、第2条以降、「新条例」及び「新法」という略称が使われておりますが、これに対する略称規定による説明書きが不足していたことと、新法ではなく、「平成28年改正法」とすることによる差しかえであります。

大変申しわけありませんでした。より一層の注意をもって精査をいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告につきましてはお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、第4号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例等の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第4号報告 専決処分した南魚沼市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほど総務部長がおわびを申し上げましたとおり、差しかえをお願いしたところでございます。今後とも注意をして、こういうことのないよう気をつけてまいりたいと存じます。

それでは、説明をさせていただきます。平成 28 年 3 月 31 日付で南魚沼市税条例の改正を専決処分いたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき、議会の承認を求めるものです。

平成 28 年 3 月 29 日に地方税法等の一部を改正する法律案が参議院で可決成立し、3 月 31 日に公布となったことを受けての条例改正であります。平成 28 年 4 月 1 日からの施行が必要であることから 3 月 31 日付で専決処分いたしました。

今回の条例改正は本則 2 条となっております。第 1 条は現条例の改正、第 2 条は昨年 3 月 31 日付専決処分で行った市税条例の一部を改正する条例、南魚沼市条例第 34 号でありますけれども、この一部改正となっております。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。議案書の 9 ページをごらんになっていただきたいと思っております。改正条例の本則第 1 条の改正内容についてまずご説明を申し上げます。

第 8 条の改正でありますけれども、これは本年 4 月 1 日に施行されました行政不服審査法の改正によりまして、不服申し立ての手續を「審査請求」という言葉に一元化したことに伴います文言の修正であります。

続きましては中ほど、第 44 条の改正でありますけれども、これは固定資産税の非課税措置の適用を受ける場合の申告手續を定めた条例の規定であります。非課税措置の範囲を定めております地方税法第 348 条第 2 項の改正によりまして、独立行政法人労働者健康安全機構——これは独立行政法人労働者健康福祉機構から組織がえをしたものでありますけれども——この機構の固定資産の一部について非課税措置を講ずることとされたため、これに伴う文言を追加するものであります。

同じく 9 ページの一番下の行、ここにも改正がございますけれども、これはただいま申し上げました機構の組織がえに伴いまして、組織名称を修正するものでございます。

議案書の 10 ページをお開きください。中ほど、第 47 条の改正であります。これは先ほどの改正の内容と連動しておりまして、非課税措置を受けなくなったときの申告の定めであります。第 44 条の改正に伴う独立行政法人労働者健康安全機構に係る法条文を追加するという内容であります。「第 16 号」という文言を追加するという内容でございます。

10 ページでございますが、10 ページの下から 5 行目ですか、附則第 9 条の 2 の改正であります。地方税法の附則第 15 条、これは固定資産税等の課税標準の特例を定めておりますけれども、この改正に伴う条例改正であります。地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」といわれるものでありますけれども、このわがまち特例の対象となる固定資産の範囲が今回の法改正によりまして拡大されたということに伴いまして、市町村の条例に必要な条項を追加する必要が生じたものであります。

10 ページの下から 3 行目、第 4 項の改正でありますけれども、これは法改正に伴います号ずれの整理であります。第 5 項の次に第 6 項から第 10 項までの 5 つの項を追加いたします。

11 ページのほう、上のほうから第 6 項の規定でありますけれども、これは太陽光発電設備であります。太陽光発電設備につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達

に関する特別措置法という法律がありますがけれども、この法律の中で認定発電設備という規定がございます。これまではその認定発電設備について非課税措置がとられておりましたけれども、この認定発電設備の対象外である設備についてもこの特例措置が拡大適用されたという改正が行われました。これにつきまして、市税条例の中で国の参酌標準に合わせまして、課税標準に乗じる率を3分の2と定めるものであります。

続いて第7項も同じく、これは風力発電設備であります。これも追加をされまして、国の参酌標準に合わせまして課税標準に乗じる率を3分の2と定めるものであります。

第8項も追加されました。これは水力発電設備であります。参酌標準に合わせまして、2分の1と乗じる率を定めるものであります。

第9項、これは地熱発電設備であります。これも参酌標準に合わせまして、課税標準に乗じる率を2分の1と定めるものであります。

第10項も追加をされました。これはバイオマス発電設備であります。これも参酌標準に合わせまして、課税標準に乗じる率を2分の1と定めるものであります。

以上の5項を追加いたしましたので、旧第6項を第11項に改めます。その次に第12項を追加いたします。第12項は、都市再生特別措置法に規定をいたします認定事業者が、新たに取得をする公共施設等に供する家屋及び資産に係る課税標準の特例を定めたものであります。これまでこの部分につきましては、全国一律の特例措置で法定されておりましたけれども、このたびの法改正によりまして、これも「わがまち特例」のほうに組み込まれたという改正がなされました。したがって、この部分につきましても市の条例で規定をする必要が生じたものであります。この部分についても国の参酌標準に合わせまして、課税標準に乗じる率を5分の4と定めるものでございます。以上の6項を追加いたしましたので、旧7項を第13項に改めます。

その下、附則第9条の3の改正でありますけれども、これは新築住宅等に係る固定資産税の減額措置について、その申告手続に関する規定を定めたものでございます。外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅、いわゆる高断熱住宅への改修工事でありますけれども、これに係ります固定資産税の減額措置について、対象となる改修工事費の範囲これが、国、地方公共団体からの補助金を除いた部分で、改修工事費で50万円を超えるものと、そういう法改正がなされました。それまでは改修工事費全体で50万円を超えるという規定だったということですけれども、補助金を除くというふうに改正されましたので、その申告手続を定めております市税条例の規定に改修工事費とあわせまして、補助金の額も申告書に記載するよう文言を追加するものであります。

以上、改正条例本則第1条の改正理由であります。

次に、改正条例本則第2条の規定でありますけれども、12ページをお開きいただきたいと思っております。これは12ページから14ページにかけて記載をしておりますけれども、先ほど申しましたように昨年3月31日付で専決処分により改正をいたしました、南魚沼市税条例の一部改正であります。

市たばこ税に関する経過措置を定めました改正附則第5条のうち、読みかえ規定を定めてお

ります第3項、第7項、第10項、第12項及び第14項につきまして、読みかえるべき文言として表に記載した文言に、一部正確性を欠くものがございましたので、このたび国の準則が修正されたことに伴いまして、文言の修正を行うものでございます。これは単純かつ軽微な文言の修正でありまして、昨年度の条例の改正内容、あるいは規定関係を大きく変更するという内容ではございません。一層の文言の正確性を図る意味での改正でありますので、詳細の説明は、申しわけございません、省略をさせていただきますけれども、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

議案書の6ページにお戻りください。本改正条例の附則であります。第1条は施行期日を定めております。平成28年4月1日施行となっております。

第2条、先ほど総務部長が申し上げましたとおり、一部限定的に言葉を使わなければならない部分、ぞんざいに書かれておりましたので、その部分を修正しております。申しわけございませんでした。先ほど説明をいたしました附則第9条の2、及び第9条の3の固定資産税についての経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第4号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例等の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第4号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 日程第5、第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市都市計画税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第5号報告のご説明を申し上げます。専決処分をした南魚沼市都市計画税条例の一部改正についてであります。

平成28年3月31日付で都市計画税条例の改正を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

第4号報告と同じく、平成28年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立

し、3月31日に公布されたことを受けての条例改正であります。平成28年4月1日からの施行が必要であることから、3月31日付で専決処分をいたしました。

主な改正内容は、地方税法の改正に伴う「わがまち特例」の割合を定めるもの及び項ずれ等の修正でございます。それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、議案書の7ページをお開きいただきたいと思っております。

第2条第2項の改正でありますけれども、これは地方税法第349条の3の改正に伴う項ずれの修正でございます。中身は省略をさせていただきます。

その下、附則について、附則第5項の次に第6項を追加いたします。附則第6項は第4号報告で説明いたしました市税条例の附則第9条の2第12項の改正理由と同じでありまして、都市再生特別措置法に規定をします認定事業者が、新たに取得する公共施設等に供する家屋及び資産に係る課税標準の特例措置について、今まで全国一律の規定だったものが、わがまち特例に組み込まれたという改正が行われましたので、市の条例で規定をする必要が生じたものであります。国の参酌標準に合わせまして課税標準に乗じる率を5分の4と定めるものでございます。

附則第7項から10ページの第17項に至りますけれども、この長い改正であります、これは法第349条の3の改正に伴う項ずれの修正、及び今改正に伴います条例の項ずれの修正でございます。詳細は申しわけございません、省略をさせていただきますと思っております。

議案書の6ページにお戻りください。本改正条例の附則であります。第1項は施行期日を平成28年4月1日とするもの、第2項、第3項は今改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市都市計画税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 日程第6、第6号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健

康保険税条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第6号報告 専決処分した南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。前2件の条例改正と同様、平成28年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立し、3月31日に公布となったことを受けての条例改正であります。平成28年4月1日からの施行が必要であることから3月31日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

主な改正内容は、課税限度額の引き上げと低所得者に対する保険税の軽減対象範囲の拡大であります。同様内容は今回で3年連続の改正ということになります。

それでは、議案書の7ページ、新旧対照表をごらんください。まず第3条第2項の改正であります。これは医療分の基礎課税額の課税限度額を52万円から「54万円」とするものであります。課税限度額2万円の引き上げであります。同様に第3項の改正につきましては、後期高齢者支援金等の課税限度額を17万円から「19万円」とするものであります。同じく2万円の引き上げということでございます。これによりまして国保加入世帯の課税限度額、いわゆる最高課税額は、現行の85万円から4万円引き上げられまして、89万円ということになります。

第11条の規定でありますけれども、低所得者に対する国民健康保険税の減額規定であります。第1項、本文の改正につきましては、先の第3条第2項の改正による課税限度額の修正をうたったものでございます。

8ページをお願いいたします。第11条第2号の改正でありますけれども、これは5割軽減に係る判定所得の拡大であります。現行では世帯ごとに33万円に世帯員1人当たり26万円を加算した額を上限としていたものでありますけれども、1人当たりの金額を5,000円増額いたしまして、「26万5,000円」を加算した額ということに改正をするものでございます。

同条第3号の改正は、これは2割軽減に係る判定所得の拡大であります。世帯ごとに33万円に世帯員1人当たり47万円を加算した額を上限としておりましたけれども、1人当たりの額を1万円増額いたしまして、「48万円」を加算した額というふうに改めるものでございます。

議案書の5ページにお戻りください。本改正条例の附則でございます。第1項は本条例の施行期日を平成28年4月1日とするもの、第2項は経過措置の定めであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 今ほどの説明で、3年連続ということによって最大85万円が89万円という、これは3年連続が4年連続、5年連続になっていくのか。まず、1番目、今後の見通しについてお伺いいたします。

それからもう1点。こういう形で、実質的には国民健康保険税が上げられているという、金額が上げられているというふうに捉えられなくもないのですけれども、どのくらいが市民に課

せられる限度額かというようなところの検討をなされているのか。そうした金額、そうした内容について、ちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今後の見通しでありますけれども、この限度額の引き上げにつきましては、国の方針がはっきりと出ておりまして、社会保険等のほうで法律改正で法律の文言上も、課税上限を超える人の範囲、パーセンテージが大体1%か1.5%の範囲に下さいというふうにうたわれております。市町村国保につきましても、先の骨太の方針の中でこれに合わせてやはり1%から1.5%の範囲に限度額超えの世帯の数を抑え込もうというふうに国は動いておりまして、国の考えでは平成29年度にかけて段階的に課税限度額を引き上げていこうということになっております。

先般、国保実務等の情報を見ますと、国全体ではまだ1.5%にいておりませんで、3%から2%くらいの範囲で、まだ今改正によりまして限度額を超える世帯があるという数字であります。南魚沼市につきましては、3つの項目につきまして大体1.7%から1.5%ぐらいの範囲に収まっておりますけれども、恐らく、まだ情報ははっきりしておりませんが、国全体の動きからしますと、もう1段、平成29年度改正で上限の引き上げがなされるのではないかとというふうに観測をしておるところでございます。

市民に課せられる限度がいかほどのものかという検討でありますけれども、これにつきましても、我々もやはり上限が何%くらいなのかと。国が1%、1.5%という数字を出している以上、それを下回る数字であれば、やはりそれは考えざるを得ないとは思いますが、まだそこまで至っていない。もう一段の改正によって、大体国が目標とする数字に至るのではないかとというふうに我々も考えておりまして、国が改正を行った際には、やはり市税条例も国民健康保険税条例も同じく改正をしていかざるを得ないのではないかとというふうに考えております。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 揚げ足取りではないですけれども、現状2%から3%くらいまだいると。それを1.5%まで絞り込むという考えですけれども、そうした考えの根拠になっている理由というものをやはりお聞きしたいのです。

もう1つ、やはり少しずつ課税限度額という課税額の上限を上げていっているという事実だろうと思うので、それについて実際に国民健康保険を運営されている南魚沼市としての考えをお聞きしたいのです。やむを得ず、国が言っているのだから1.5%でいいのではないかと考えるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 その幾らという根拠というのは、我々もよくわかりませんが、社会保険で一般に払っていらっしゃる、所得に対してこれだけの保険料を払っていますという金額と、やはり国民健康保険税の中でもこの所得に対してはこれだけの保険料という、そのつり合いというものは国のほうでも算定をされているのだろうというふうに思っております。

南魚沼市の所得水準に対してどこら辺が妥当であるかという算定は、南魚沼市においては残

念ながらしておりません。ただ、所得のある方についての限度の引き上げでありまして、逆に所得の低い方については、国も物価上昇に合わせて今回ありましたように、軽減の範囲をどんどん拡大をしていくという方向であります。したがって、所得のある方にはそれだけの負担をお願いします、全体としましては、やはり所得に応じて保険料負担を軽減していくという方向であるというふうに認識をしておりまして、南魚沼市としましては、上限の引き上げについてはこれは致し方ないのではないかとこのように思っております。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 やはり私のほうも、これは値上げというふうになっているのに対して、ちょっと残念だなというふうな思いがあるわけです。その要素的に、いろいろな要素があると思えますけれども、当然将来的にも値上がりしていく可能性もあるというふうに、頭の中でのシミュレーションをしていると思うのです。ここで話が飛ぶとぶうぶう言われるかもしれませんが、これも。

やはり、将来的に上がる施策の中でもCCRCについてだっているいろいろなあるわけです。そういうことを踏まえて国保のほうでは、計算とかをしたことあるのですか。そしてこれからしていかうと思っているのか。CCRCがここに来ることによって、人が——三菱総研のほうは三菱総研で事例を出してやっていたけれども、そちらの市民生活部のほうではするのか、したのか、したことがあるのか、これからしていくのか、教えてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 いったまあ、60歳以上が増えた場合どうなるのかという数字は、去年、おととの段階でしたことがございますけれども、今回、CCRCの算定推計が出されておりますが、全く観点が違う数字でありまして、我々としても、我々の考えとは違うものだなと。間違いとかそういうことではないのですけれども、要は元気で健康な方がスタートラインに立つという数字を、我々は持っていないわけでありまして。全体的に何%が病気であって、何%は介護が必要であるという人たちが高齢になっていくという数字しか我々は持っておりませんので、その点でやはりスタートラインの算定が違うのだなというふうに思っております。全く我々のほうでしていないわけではございませんけれども、必要となれば今後その数字について深く研究をしていきたいというふうに考えております。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 私は必要だと思うのですが、していくべきではないかというふうに思うのですけれども、そののところを聞いてみたいのですよ。やる気があるのか、やらないのか。

○議 長 市長。

○市 長 ちょっとやはり勘違いをずっとなさっている。今、我々が前提としているのは、病気の人、介護の必要な人を受け入れようという考え方は全くないわけですから。そこでは、来た人が何%そういう状態だなどということ推計ができるはずがないでしょう……（何事か叫ぶ者あり）いやいや、それは全くあれですから、考え方が違うと私が申し上げているわけです。

その実績的な中で、例えばそう思っていたけれどもこうだったという部分が出れば、それは推計としてやらなければなりませんけれども。今、受け入れようとしているその前段から、この皆さんはもう介護になるのだ、あるいは病気にかかっているのだ、何%がそうなのかなどという推計は、どうひねり出してもできないでしょう。そういうのは数字をごまかすということなのです。我々は前提が、さっきも言っているように全然違うわけですから、そうではなくて、やってみましょう。実績としてどう出るか、これは100%は我々もわかりませんが、そうならないような産業を起こしたり、そうしてやっていこうということですから、前提は全く違います。

ただ、100%、死ぬまでそうならないとは我々も言っていないわけであります。いずれはそういう形が出てくるだろう。ですから、保険料の納入分、あるいは医者にかかる分、介護にかかる分、そういうことを全部推計させていただいて、それが市にとって損失になるという数値は全く出ていないと、そういうふうにはじき出していくわけです。いきなり国保がどうだとか、介護がどうだという議論には至らないということをご理解いただかないと、まあころころ変わるとか、視点が合わないとかと言われてはいますが、そういうことではないと。もとをちゃんと一緒にしていただかないと困りますよ、ということを私は申し上げている。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 市長が言っているのは、市長が言っているのでは。コンサルが言っているのは計算上の理論上です。先ほど市民生活部長が言っていたのは、あれは市で持っているデータの計算式が——計算式という言い方は悪いですが、全く違って違うものの、今までの実績での積み上げがあるわけです。要は何歳になったら大体何%くらいで高齢者の方が病気になっていくとかそういう実績で、だったら計算しようと思えばできますよということを行っているわけです。

だから、市長が言っているのは、市長が言っているので、私は間違えているとも思っていないですけど、ただ、今の市長の説明は、「臭いものにはふたをしていく」というふうに私は受け取りますよ。これはそうですよ、やばいからと。逆に言ってみれば、コンサルのことをうのみにしてちゃんと計算した中で、私はそれでゴーが出ればゴーが出たでいいと思います。問題がなかったら、1つの市での事例での実績ですから、それはそれで問題はないですけど、今言っているのはもう、コンサルが計算上で言った本当に理論値でしかないの、私はその市の姿勢については問題があると思いますので、もう1回、市長。

○議 長 市長。

○市 長 コンサルの数値も、その方が100%、ずっと病気なし、介護なしでいくとは全然推計していないのです。全国的な数値の中でやっているのです。ですから、そういう、まずは健康な人においでいただくということでしょう。南魚沼市の平均というのは、健康な人もいれば健康でない人もいます。それが全国的な平均値の中でどうだなどということはわかりませんが、ですから、数字を——臭いものにふたなど全くしていません。当然そういう状況が出てくるから、それについてどうだということをコンサルもちゃんとそうしている

わけです。その数字をもっと深読みをしていただかないと、表面だけで申し上げられてもそれは困りますよ、ということを私は申し上げているところでもあります。まあ、ご理解をいただけるか、いただけないかは別にして、結果はおのずと出てきますから、そのときにまた議論をさせていただければと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第6号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議ありの反対の声がありますので、起立による採決を行います。

○議 長 本件について提出のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第6号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第7、第7号報告 専決処分した事件の承認について（平成27年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第7号報告の提案理由、専決処分したその説明を申し上げます。

国保税の、国民健康保険の一般保険者に係ります療養給付費につきまして、基幹病院の開院等の影響から被保険者数が減少しているにもかかわらず、給付額が上昇しております。このため、ご承知のように3月定例会において7,000万円の増額補正を行ったところでありますけれども、3月末において調査をいたしましたところ、4月の最終支払額が予想を超える高額であることが判明いたしました。そして、歳出予算に不足が見込まれておりますので、2,820万円を増額補正させていただいたところであります。

その財源といたしましては、歳入において国庫補助金の普通調整交付金が増額交付となる見込みでありますので、この交付金について同額の2,820万円を増額させていただきました。これによりまして歳入、歳出予算総額にそれぞれ2,820万円を追加いたしまして、その総額を65億6,911万3,000円としたものであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 基幹病院開院後、また市民病院開院後、やはり医療費が上がっているという話は、市民生活部のほうからもお聞きしているわけですが、今後の状況推移について予測されているものをお話し願えればと思いますし、何らかの対応はとれるのかどうかについてもお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 大変ごもっともな心配でありまして、我々も一番心配しているところがあります。今後の推移でありますけれども、まず、平成 27 年の国保の歳出がなぜこれほどまで増えたかということであります。1 つには市長が申し上げましたとおり、基幹病院、あるいは市民病院の開院というものが大きく影響している。1 人当たりの単価がやはり上がっているという傾向がございます。

私はもう 1 つありますのは、雪の関係ではないかというふうに思っております。平成 27 年の最初の 5 月の支払額が、やはり 3,000 万円くらい前年より上がっていた。これは平成 26 年度の冬、あれは豪雪であったために、やはりその豪雪期間というのは、いやおうなく人は動けなくなるわけです。受診件数、受診者数が減るという傾向がどうしても出ます。その反動が春に出るわけです。その一番大きな反動が、平成 27 年の 5 月に出てしまう。逆に、今度は平成 28 年の 1 月、2 月の雪が非常に少なかったということ。例年ですとこの段階でやはり雪に閉ざされて受診者数が減るのでありますけれども、これが夏場と同じレベルでもってずっと続いてしまったということがあると思います。これによりまして 4 月の支払額が我々の予想をはるかに超えまして、前年よりも 3,700 万円増えたという結果でございます。我々の予想を 1,000 万円くらい超えてしまったという状態でありました。

以上の点からしますと、基幹病院、市民病院等の開院による単価の底上げというのはこれからも続くと思いますし、基幹病院がまだ 100%稼働ではないという状況でありますので、これが 100%になった場合には、やはりさらに上がるであろうと。ただ、雪の影響というのは、ことしいっぱい支払った、平成 27 年でいっぱい支払ってある分が、翌年にどかんと山となってくるということがない、平準化されるだろうと。この部分についての予測はやはりマイナスの要因として我々は捉えていいのではないかというふうに考えております。

財政的にですけれども、今の段階では仮算定——平成 27 年所得に基づいて税収が、国保税収がどうなるかという仮算定を今、回したところであります。これは今週末の国保の運営協議会でお諮りをするわけですが、やはり若干は所得の上昇が見られるという傾向がございまして、予算的には今の予算内で何とか税率を据え置いてできるのではないかというふうに思っております。

ただ、突発的にやはり基幹病院が 100%しましたというときには上がるでしょうし、そのときの対応という余裕までは見ていないのが現状でありまして、そのときにはやはり補正をするなり、あるいは繰上充用も頭の中に入れて対応せざるを得ないというふうに考えております。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 基幹病院、それから市民病院が新たに開院後、1人当たりの医療給付費が上がっているという、そういう最初の答弁でございましたけれども、この内容について分析をされておりますか。例えば高度な医療であるとか、そういう高価な薬というか、そういったところの変動というかがあるかどうか。その分析の内容を、もしされていけばちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 医療内容の細かな点につきましては、我々もちょっと調査ができかねるところがあります。

もう1つ我々が注目しておりますのは、薬剤料でありまして、薬剤料が平成27年はほとんど上がっているのですね。これも非常に大きな上がり幅を示しております、これは一体何だろうということ、やはり毎月の支払額、あるいはレセプトの内容等をちょっと調べております。

1つにはこれは全国的な傾向でありますけれども、C型肝炎の特効薬が普及された。非常に高い薬でありまして、今、テレビコマーシャルでもやっておりますけれども、これが普及してきた関係で全国的な薬剤料の上昇が見られる。南魚沼市においてはこれとあわせて6月以降の薬剤料にやはり全般的な上昇が見られる。これも基幹病院の影響があるのではないかとこのように思っております。

使っている機材等が新しくなって新しい検査ができるということになりますと、やはりそれに伴う医療支出が高くなるだろうと、我々としてはその程度の分析しか行っておりません、具体的に疾病内容であるとか、その治療方法であるとかということの細かな分析は行っておりません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「反対討論をお願いします」と叫ぶ者あり〕

異議、反対の声があります。まず、反対の討論から発言を許します。

22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 第7号報告 専決処分した事件の承認について（平成27年度南魚沼国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）反対の立場で討論を行わせていただきます。

まさか私も専決処分のこれについて討論に出るとは、今まで議員になっていて思いもせませんでした。この前の第6号報告の中の質疑のとおり、私はCCRCについては、しっかり事業者が出てきて、そして市のデメリットとかメリットを総合的に考えて判断していきたいというふうな視点でこれまで議論をしてきたつもりであります。その中でまたきょうも質問をしましたが、CCRCの国保や介護保険への影響を、きょうの答弁では考える気がないという市長の答弁に私は、デメリットというかコンサルタントのことをうのみにして……（「議案と何の関係

があるのか」と叫ぶ者あり) いやいや、ありますよ——というふうには市長の答弁で感じました。

私は予算というのは、市長の姿勢とかそういうことも含めて賛成、反対をしていくものだと思いますので、今回私はこの姿勢についてちょっと疑問を感じたので、反対とさせていただきます。以上です。皆さんの反対への、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 反対討論がありますので、起立による採決を行います。

本件は提出のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第7号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第8、第68号議案 平成28年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第68号議案につきまして提案理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳入、歳出ともに八幡保育園建設工事の増額に係るものであります。

歳入では、市債に合併特例債9,060万円を計上いたしました。また当初予定しておりましたペレットボイラー導入によります森林林業再生基盤づくり交付金——これは農林水産省関係の部分であります——について、採択要件を充足することが難しくなったために931万7,000円を皆減いたしました。

歳出では、保育園等施設整備事業費に保育園の建設工事費8,131万円を計上したところであります。八幡保育園に係ります建設工事につきましては、当初予算で計上いたしましたけれども、基本設計を省略して実施設計を進めておったわけでありましたが、当初想定をしていなかった事項の発生がございました。その具体的な部分は、地盤のボーリング調査結果に基づきます杭工事の増額、それから冬期間の送迎用駐車場確保のためのロードヒーティングによります融雪面積の増、それからペレットボイラー能力の増であります。ペレットボイラー建屋を別棟としたこと、そして一時保育あるいは幼児保育のニーズに対応するためのスペースを充足したことによります床面積の増、これらが主なる増の理由であります。

以上によりまして歳入歳出予算にそれぞれ8,128万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を327億5,428万3,000円としたいものであります。

この詳細につきまして総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長　それでは、第 68 号議案 平成 28 年度一般会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

最初に歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書でご説明いたしますので、8、9 ページからお願いをいたします。

2 の歳入からご説明申し上げます。14 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金の 2 節林業費県補助金では、提案理由の説明でも申し上げましたが、ペレットボイラー導入に係る補助金でありまして、木材利用の拡大に向け、木質バイオマスの供給、利用を促進する施設の整備を対象とするものでございます。採択要件として、間伐材によるペレット燃料の利用と原材料の供給について森林組合とペレット製造業者と市が協定を締結しなければならず、現時点での協定は難しいとの判断となったものであります。これにより森林林業再生基盤づくり交付金 931 万円を皆減するものであります。

20 款市債では、補助金の減額分と保育園建設工事費の増額分を合わせて合併特例債 9,060 万円の計上であります。

なお、ペレットボイラーに係る補助金につきましては、現在環境省の再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業に申請中であります。温室効果ガス削減に向けた地産地消型再生可能エネルギーの自立的普及促進を対象としているもので、3分の2の補助率となっており、林業費の補助金より大変有利なものとなっております。ただし、今年度新規事業のため、具体的な要綱が確定しておらず、対象内容等不確定なところがあるため、今回歳入への予算計上は見送ったものであります。

10、11 ページ、3 の歳出では、3 款民生費 2 項 3 目児童福祉施設費の保育園等施設整備事業費に保育園建設工事費 8,131 万円の増額計上であります。

次の段、14 款予備費は、財源調整のための 2 万 7,000 円の減額であります。

保育園建設工事費 8,131 万円の増額につきましては、提案理由でも申し上げましたが、詳細につきましては、近隣の旧六日町保健所の地盤調査データにより地下 8 メートルで地盤を想定しましたがけれども、ボーリング調査の結果、より強固な地下 34 メートルに変更したこと、ペレットボイラーの能力を上げて、屋根、避難路及び駐車場等、融雪面積を広げたこと、増床につきましてはボイラーの建屋を別棟にしたことと、提案理由で申し上げました保育ニーズへの対応によるものであります。以上が歳入歳出の補正内容であります。

なお、予備費充用額につきましては、3 月定例会以降、3 月末までの平成 27 年度分といたしましては、3 件で 331 万円であります。内容につきましては、ふるさと納税によるスペシャルオリンピックス補助金の追加分 27 万円、基金の運用による利子収入の確定による積立金 2 件で 304 万円であります。

なお、4 月 1 日以降、平成 28 年度分の予備費充用額につきましては、3 件で 773 万 7,000 円あります。内容につきましては、顧問弁護士への着手金の不足分 17 万 4,000 円、平成 26 年度国の消費喚起型の補正により平成 27 年度へ繰り越して実施いたしましたプレミアム商品券等と、平成 27 年度地方創生先行型補助金の精算による返還金、合わせて 751 万円ほど。B & G 全

国サミット共同宣言における災害時等における相互応援による熊本地震への支援負担金として5万円であります。

戻っていただきまして4ページ、第2表 地方債補正であります。表の1段目、2段目、合併特例債と地域づくり資金貸付、合わせて9,060万円の増額により、補正後の最下段、限度額の合計を30億7,900万円としたいものであります。

1ページに戻っていただきまして、一般会計補正予算第1号はこれまでご説明申し上げました内容によりまして、歳入、歳出それぞれ8,128万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ327億5,428万3,000円としたいものでございます。

以上で第68号議案の詳細説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

1番・永井拓三君。

○永井拓三君 11ページの保育園の施設整備に関してですが、まずお聞きしたいのが、今回、ペレットを使ってボイラーを利用しようという点だと思うのですが、八幡は当然井戸が掘れない地域ですから、ロードヒーティングにするとか、さまざまな用途にペレットを使うということが大きな意味なのかなと思うのです。燃焼効率の件に関して、特に大きな説明がなかったので、ペレットストーブを使うメリットは、例えばコストを削減できてさらに熱量を確保できるとか、石油に比べると圧倒的に熱量は低いだけけれどもとか、コストがしかも石油よりも高いだけけれどもしょうがないとか、ちょっとそこら辺の説明を聞きたい。

もう1点は、耐用年数に関してですけれども、耐用年数が今後仮に20年だとして、20年たった後の保育園児の入園している方の数が、今よりも減っているか、それとも横ばいなのか。増えることはないのではないかなと思うのですけれども、そのあたりの推移を説明してもらった上で、この8,000万円が妥当なのかということをもう一度説明いただきたいのですが。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目のペレットボイラーの関係ですけれども、基本的に理由につきましては、議員がおっしゃったように、地下水に頼れない消雪だということで、あの地域でのペレットボイラーの活用ということを考えてわけです。なかなか民間の方に勧めても進められることができませんので、公立で率先してそれを運用することによってサンプルができればということも1つ考えたところです。

コストにつきましては、確かに灯油と比較した場合には、ランニングコストの低下には、今のところ灯油価格というのがそんなに上がっていない状態ですので、それほど画期的な低減にはならないだろうというふうに考えております。確かにイニシャルコストがかかりますので、その分を完全にペイすることはできませんけれども、まず、自然への配慮、そういったものからの目的としてこのペレットボイラー導入を決めたところです。長期間にわたれば、ペレットの生産の整備ということについてコストダウンが図られることも想定されますので、長い目で見たところでは有効かなというふうに考えております。

あともう1つは、ペレットの燃焼効率の面でなかなか安定的にならないということがありま

す。これは今後いろいろな機種を検討し、それから運転の方法を工夫することによって、解決できる問題だというふうに考えております。

それから、保育園の耐用年数の関係ですけれども、現在の保育園が昭和 61 年ごろにつくりましたので、約 30 年もっております。その後、園児の増減等が当然あったわけですけれども、途中で美佐島保育園を統合することによって園児数が増えましたし、最近全体的な子どもの数は減っておりますけれども、一時保育ですとか未満児保育によって特別保育の需要が高まったということによって、この保育園では定員が 115 人のところ、今のところ正直なところ 134 人の希望があって、これらの方については今年度のところはほかの保育園に移っていただいたという経過があります。

確かに将来的に見ますと子どもの数は減るということではありますが、いろいろな制度の拡充によって子どもが減るばかりではなくて、逆にある程度の増加ないしは現状維持に転ずることができればもちろんいいわけですけれども、子どもの数の低下と反比例して、さっき申し上げましたように、特別保育ですとか、あと市街地の人口集積によって、なおここに子どもさんが集中するということも想定されますので、それらの将来的なことも含めて現在の規模、120 人規模で想定をして設計をしたということです。以上です。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 わかりました。お金をかけてもその保育園を新しくしていったり、維持していくことに、今の説明で大きな意味は感じましたので、その点に関しては納得しました。

ペレットに関しては、ちょっともう 1 点確認したいのですけれども、何をもってエコなのか。私はハイブリッドカーに乗らないと思っているので、はっきり言って新しい車をつくったり、電池をつくったりするほうが、よっぽど何かエコではないなというふうに思うのです。古いものをよく使っていこうというふうに思っているほうなので。

それと同じで、ペレットにイニシャルコストがかかる。イニシャルコストがかかるもの、長い目でペイできるというところも、最終的にその事業自体が破綻してしまったら、イニシャルコストをかけた分だけ無駄になってしまうわけです。いや、やはりペレットよりも石油のほうが楽で燃焼効率もよかったので、最終的に石油にしますとなったときに、20 年先を見越してペレットにしたイニシャルコストをどうやって払っていくのかというところが、少し気になるのですけれども。

仮に推進していこうということを目的にペレットを導入するというのであれば、今後このペレットが安定供給されるということと、ペレットの値段が確実に上がらないというところまできちんと見込みが立っているのか。あとは市内のペレットを使うということに大きな意味があるわけです。それをまさかペレットが高いから、イニシャルコストも考えて、長く維持することを考えて、安い燃料をほかの自治体から買うなどというのは本末転倒なので、その点に関してもう 1 回お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

簡潔にお願いいたします。

○福祉保健部長 失礼しました。ペレットに関しては、まだまだ市内ではそれほど需要があるというふうには思っておりませんが、ペレット供給業者といますか製造業者につきましてもこれから成長していくものだというふうに思っていますし、何しろ市が使わないことには、なかなか市内でのペレット供給が進まないということもあります。議員がおっしゃるようないろいろな環境の問題だとかご意見はあろうかと思いますが、まずは市が公共施設で進めてみるということが大切だというふうに思っておりますので、こういう形で進めたいというふうに考えています。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 コスト的に申し上げますと、さっきちょっと触れましたように、そのときどきの石油の価格の上下で、ペレットのほうがちよっと高くなったり、あるいはぐっと安くなったりというそれはありますので、いわゆる燃料としてのコストについてはなかなか確定ができ得ません。浦佐をやったときは、相当安かったのですね。ところがその後、やはり石油がどんどん下がってきまして、今や同じくらいかもわかりません。

それで、一番の目的は、やはり二酸化炭素の排出の減少、いわゆる地球温暖化に対する環境の部分が、我々がペレットを、今、補助金を出して市民の皆さんからも使っていただくという中の一番大きな目的はそこにありますので、それを主に考えさせていただいております。

ですから、若干コストが例えば高いとか、イニシャルもランニングもちょっと高いとかと。しかし、地球の温暖化防止にほんの1ミリでも数ミリでも役に立てば、それはいいだろうという考え方を、相当、私は強く持っておりますので、それも含めてご理解いただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、たくさんの方が手を挙げております。休憩をはさんで、もう少し。我々は何の資料もいただいておりません。設計がどうなって、要するに構造がどうなって変わったのか全然わからなくて、ペレットが、あれが、という話では、とても8,000万円、9,000万円の増額を、ここでぱたぱたと決めるという形にどうもなりそうですが、もう少しきちんとした、設計が上がったのなら上がった——担当委員会には説明があるのかもわかりませんが、我々は全然わかりませんので、構造が何なのか。私は聞こうと思っていただけですが、とてもこれではだめだと思います。

○議 長 ただいま休憩の動議が出されましたが、賛成者はございますか。

〔「賛成」と叫ぶ者あり〕

賛成者がおりますので、休憩といたします。

〔午前10時32分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前11時01分〕

○議 長 先ほど、議会運営委員会において、この一般会計補正予算第1号につきましては、資料を求めないで審議を続行するというように決定いたしました。

○議 長 それでは、質疑を続けます。

12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今の1番議員と全く同じような意味になってしまうかもしれませんが、ペレットという部分で、市では補助金をつけて市内の波及を目指してきていた。今もそうしているわけですが、なかなか伸びていないという現状がある中で、今回そのボイラーを入れるということです。やはり、いろいろな観点の中で、今回また補助金を再生可能エネルギーということで国に申請するというような説明がありましたけれども、あまり補助金を頼らなくても、本当にどっちがコストが下がるのか。灯油なのか、電気なのか、いろいろのエネルギーがある中で、ペレットにしなければいけない理由というもの。市長はエコだということでありますが、先ほど1番議員が言いましたが、それをつくるにはやはり違うエネルギーをかけてそれをつくるわけです。ペレットになれば、CO₂ですか、いろいろそういうような問題にもなるかもしれませんが、それまでの過程というものがあまして、波及していない中でこれがよかったのか、悪かったのかをそろそろ精査をするべき時期にもなっているのではないかと私は思います。やることによってやはり高上がりになるのであれば、市長はエコとは言っていますけれども、やはり、民間の考えであれば懐のほうの方が当然大事だと思います。その辺の答弁をいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ペレットばかりではなくて、バイオマス発電だとかいろいろなことがあるわけです。太陽光、あるいは水力も、さっきちょっと説明しましたけれども、地熱であれ何であれ。今こういう部分を従来の化石燃料から徐々に切りかえていこうと、これはもう我々が検証するまでもなく、化石燃料を消費するから地球温暖化が進んでいると、このことは間違いないわけです。

ただ、そのペレットのボイラーをつくる過程がどうだと、あるいはペレットをつくる過程がどうだということまでは私は検証しておりません。そうすると石油をでは、あちらで掘って原油を上げて、それをタンカーで運搬してきてこちらで精製して、そしていろいろな分類に分けて、それを運んで使っている。そこまで全部計算しなければなりませんので、とてもそれは我々ができることではありません。

国も——これは国がそうだからということではないのですけれども、補助金があるものについては、我々はやはり市の持ち出しのお金を極力少なくしようという意味で、これは使えるところはやはり使っていくという方向であります。このペレットというのは、前にもちょっと話をしましたように、山の森林整備にもつながる。ただ単に木を燃やすからそれで二酸化炭素の排出が抑えられるということではなくて、その波及、目指すところはやはり森林整備なのですね。その一助になればということです。

今おっしゃったように、民間であれば、今、ここでとてもそれは損益計算をやってみると合わないとか、これはまあ本当に基準ですけれども、いわゆる公共団体、公の場合は、それも当然考えなければなりませんけれども、やはり全体としてどうなのだと。そして、山の整備にど

うっつけていけるのだということまで考えますと、単にコストの計算だけでは、なかなか割り切れない。それはやはり公が担っていかなければならない1つの使命だと、私は思っているのです。

逆の方向へ進めば別ですよ。逆の方向へ進めば別ですけれども、エコカーだって国が補助金をどんどん出して使わせているわけですから、そう思えば、やはり大きな目標の地球温暖化防止、これはやはり化石燃料を使わないことと、山の整備をして森林整備をしていく、この2つにつながっていくわけですので、そういう思いでやらせていただいているということでありませう。よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市長はそうおっしゃいますけれども、民間がやっていることだけれども、公でやる分にはこれでいいというのは、ちょっとやはり議論的にはおかしいかなと私は思ひます。我々の自治体も、お金裕福な自治体であるかどうか。国も補助金を、やはりもらっている、やるからという、国も赤字財政なわけだ。そういう全体のことを言う必要もないですけれども、安くやはり上がったほうがいいと私は思ひしております。その部分でどうしてもペレットという部分が正しいのか、正しくないのか。いろいろこれから、それは当然やはり考えていっての話なのではないでしょうか。

当初予算で出ていて今回の増額ですけれども、その部分でやはり当初からこういうふうになることが想定されていたのか。今はまだ5月で、3月議会から1か月ちょっとたった段階でこういうふうになっているわけですけれども、その辺は業者見積りもののほうのあれなのか、市のほうの事務方の——どういふことでこういうふうな経緯になったのかということ。

また、今、前段に戻りますけれども、ほかに精査をして、ペレットよりも安いとなればほかを使っていく考えというものは全くなく、もうペレット1本で走っていくのか。その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 まず、前段のペレットか否かということではありますが、ペレットが先にありきということでは当然ないわけでありませうけれども、この八幡保育園に限っては、さっきも触れましたように、地下水の規制がかかっておりませう、これはとてもやはりやれない。そうなるのでは何がいいのか。どんどん石油を燃やすか、あるいはそうでない方法があるか。そうでない方法が——今、この地域の中では、私は唯一ペレットだと思ひているのです。太陽光でとか、あるいは地熱発電で電気を起こして、その電気を利用してどうだという話もありませうけれども、とてもそれはなかなか現実的ではないわけだ。地球温暖化防止のことも含めて、当面これで、化石燃料と比べてものすごく高いなどという試算は出ていませうから。ですから、そういうことでやらせていただいたということだ。

そして、財政が我々も楽で楽で困っているなどということは全く申し上げておりませう。ゆえに、それは国のことまで考えればそうでしょうけれども、国も厳しい財政の中で、こういう方向性をもった施策をやりませう、ついでには補助金を出しますよということがあるわけだから、

それを利用しない手はないだろう。これを全く無視して、いや国の財政が厳しいから我々も、では単独で国の補助やそういうことは全然、当てにしないで何かやっていきますよと。それは今の地方自治体の中でそれをやれるというのは、ほんの限られたところだと思っています。

いわゆる交付税の交付されていない団体であっても、とてもそこまではなかなかやれるものではないと思っています。ですから、そういう面で補助金がある、しかも有利な方法があるということであれば、それを狙うのは当然だと思っています。

そして、我々が目指すところは、今、一時的な例えばコスト増が見込まれる、大変なことだということがあっても、将来的にはやはりこれを普及させていかなければならないという、ペレットなどはその一番の例だと思っているのですけれども、なかなか普及しません。補助金をつけても、今回は10万円に増やしても、まあそう一気に増えたところではないわけでありまして。やはり行政が、そういう部分とすれば率先をしてやっていかなければならない。環境計画もつくっているわけですので、自分たちでつくった計画を、それは皆さんがやってくれる、行政は別の方向を歩みますというわけにはいきませんので、そういうことも含めて総合的に判断をさせていただきますということです。

それから、今回のこの部分については、一番冒頭に申しあげましたように、農林水産省のほうの補助金を狙っていたわけですが、いろいろの中でそれはだめ。しかし、そのとき同時に環境省のほうでもそういう部分がありますということを知りましたので、もう農林水産省のほうは間違いなくだめですから、ですので環境省のほうの関係の補助金を、今獲得すべくやっているということでもあります。

それから、この当初の額を出すときに、ちょっと冒頭で触れていますけれども、実施計画的なものの設計はしておりません。近隣の保育園、該当する同じような保育園、その坪単価がどのくらいであったろうということの中から職員がある程度の試算をして、そして、その数値をはじき出したわけです。そして、いよいよでは実施設計に入らなければなりません。その前に当然、参考として専門の建築士なり何なり専門の方から見積もりをしていただかなければならないわけです。そうしましたら、杭の深度の部分が、ちょっとここではだめだと、それが33メートルということになってしまった。これは我々のほうが甘かったという部分があるかと思えます。

それから、ボイラーで融雪をするという部分については、ボイラーの能力を上げてそうしなければなかなかだめだろうということで、これは全くの追加部分になります。

それから、延べ面積の増、これはやはり保育ニーズが相当そういう面にも広がってきているという部分も踏まえて、これも増とさせていただいたわけでありまして、厳密に言えば、当初考えていたことよりやらなければならないことがあったということです。それは我々のほうの見通しの甘さということに皆さんからお認めいただかなければならないわけでありましてけれども、そういうこともあります。

ですから、新たにもう必然的に追加せざるを得ない部分と、後からやはりこれはもうちょっとこうしないと、これからの保育ニーズには応えられないだろうという部分が、当初ちょっと

視点が欠落していたのではないかという部分もあります。その部分についてはおわびを申し上げなければならぬわけでありますけれども、そういう経過でありますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 やはりそのボイラーのもののね、ほかのやつと単価とかランニングコストが大してして変わらないというのであれば、やはりCCRCでは50年後まで見通してやっているわけなので、10年、20年くらいの説明が、ぱっとすぐ出てくれば丁寧な説明になったのではないかなと思っております。いろいろまた精査をしていただいて、今はそうありきかもしれませんが、金額的なものがわかれば、やはり我々もそういう対象を見てわかりやすい説明であれば、金額をはじいていただければありがたいと思います。

それと、ペレットとディスポーザー、市ではあれですけども、市長、もっとどんどん、がんがん補助金を出して全員がディスポーザーをつけて、溶融炉を守るような感じにしたほうがいいかなと思っておりますので、その辺もご検討いただければと思います。終わります。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今、環境的な見地からというような話がありましたけれども、市長が最後に言いましたように、私は経済循環の観点からもこのペレット活用というのは、公のところからまずは広げていくというのは、基本的には賛成であります。けれども、1つちょっと気がかりなのは、そういうスタンスに立っていながら、最初説明しましたように、農林水産省のほうの補助が、間伐材と、市と森林組合とそしてまた業者との関係の協定が、なかなかうまくいかないということで諦め、だめだというようなことらしいですけども、それはどういうことなのかということですよ。林業振興をしてペレットを活用していこうということになれば、このところの協定といいますか連携というのは、まず、第一に必要なところだと私は思うのです。そこにどういう不備があったのかはわかりませんが、それで農林水産省の関係の補助が受けられなかったというのは、私はこの林業振興、ペレット振興の基本的な問題だと思いますので、そののところをもうちょっと説明をお願いしたいと思います。

そして、ペレットを活用しながら、地盤沈下地域でありますのでロードヒーティングに向けようということで、そしてまた面積も増えたということでもあります。その方向性というのはいいかなどは思うのですけれども、ただ、私の頭の中には六日町庁舎の駐車場のロードヒーティングが、なかなかその当時とはやり方も技術も違っているのでしょうか、コンクリートが剥げて昔の残骸が出てきたような形になっています。今、進めようとしているのは、先ほどからコストの問題も出ていますけれども、きちんとそのペレットによる暖房でのロードヒーティングというのは、その大きい面積の駐車場への効果はあるのかというところの検証はちゃんと、きちんとしてあるのか。

それに伴って、それこそ森林組合とその業者ですか、そういうところの関係といいますか調整はきちんとできているのかというところ。3点になろうかと思っておりますけれども、お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の林業関係の事業の関係であります。まず、この事業の採択の申し込み期限が迫っていたということで、その基礎となる体制ですけれども、もう既に森林組合、それからペレット製造業者との間で、どこの森林をどの程度使って、それが将来的にどういうふうな産出になるかというような計画、それからそれに基づく協定が結ばれていなければこれが申請できないということですが、実際のところまだその協定が結ばれておりませんでした。したがって、それはもうだめだということで、環境省のほうへ乗りかえようということでございます。

それからロードヒーティングの関係ですけれども、これは事前にこの設計に至る経過の中で、いろいろな業者の説明会等もありまして、担当者がそこに参加をしまして、ペレットボイラー以外でも、例えば下水道の熱等を利用する方法等もありまして、最終的にはペレットボイラーが一番有効的であろうという結論になりました。そういった試験的なデータでの説明も受けておりますので、これは十分可能だろうということになっております。そういうことに基づきまして、面積を増やして、あそこのところは駐車場が不足しておりますし、送迎バスの転回場もないということで、その部分もロードヒーティングで雪を消そうという計画に乗って増面積になったという経過でございます。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 最後のところは多分、聞き取りづらかったのだらうと思いますが、そこだけでも1回ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。そういうことで、ペレットストーブによる消融雪ということに進めるのですが、それに伴っての間伐材の確保、ペレットの確保等については、コストの問題も先ほどから出てはいますが、その辺は大丈夫なのかというところだけお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今後、当然、発注になりますと、機種が決まって具体的にどういう量が必要で、どういう継続的に供給が必要だろうかということになりますし、最終的にはこの事業も環境省の補助事業であります。当初の目的であります間伐材の利用というふうな形で進めていかなければならないというふうに考えております。今後私どもとしましては、農林の関係も含めまして業者、それから森林組合と、市内での間伐材の活用ですとか、市内の業者からのペレットの購入、そういうことを積極的に進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2点お願いいたします。1点は今、議論されておりました熱源のことです。間伐材の活用。私も何度か山形県の最上町の例を話しました。ここはもう非常に効率的な間伐をやるということ。それからブロックですから、ばりばりと大きな木片に――木片だってもう30センチくらいあるのです。非常にその辺の供給コストは抑えてあります。こういう中で我が市の場合は、雪が降ってきたらロードヒーティングしなければならない、やんだから

やめなければならない。そういうときに、いちいちペレットストーブでそういうことをやっていながらすると、非常に高いコストになってしまうのではないかなということが、まず1つ、問題として検討なされているかどうか。

ほかと比べて、確かに9,000万円ほどの補助金が出て、ペレットの工場も市内にあるわけですが、これをでは使っていくことがランニングコストによって本当に認められるかどうかです。市民の目もあるわけでありませけれども、これがまず1点です。

それから、これだけ紛糾をするわけでありませ、要は事前にある程度、これと、これと、これとこういう理由で、今回これだけの当初予算の3割に当たるような補正が出ると。我々も納得できればいいのだけれども、いきなり、きょうこういう説明をされて、これはなかなかうんと言うわけにはいかない面もあります。執行部のその姿勢としましてね。聞けば先月末の担当委員会でも、質疑の中でこの保育園のコストアップの話は出たそうでありませ。半月もあるのだから、じゃあこの臨時会の中で資料だけでも事前配付をして理解を深めたいと、そういう姿勢が私は欲しかったと思っておりますが、この辺のことについて2点お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 前段の件については担当部長に答弁をさせませが、後段の議会と執行部のその向き合い方です。これは先ほど私がちょっと感情的に申し上げませが、我々は当初、いわゆる予算を議決いただいておりますので。ただそれが、326億円の部分を100%議会の皆さんが理解しているとは思っていません。しかし、大綱はご理解いただいておりますと、当然そう思っている。ですから議決いただいております。

それに基づいてこれから我々が今、執行に入っているわけでありませが、その中でこういうことが出てきましたと。ですので、前段の部分は当然皆さん方からご理解をいただいて——ご理解が10%なのか100%なのかそれは我々はわかりませが——そして、補正になれば、今までも全部、ほとんどそうですけれども、この部分とこの部分とこの部分がこういうことでお願いします、あるいは減ります、そういうことをやっているわけです。それが私は本来の議会と執行部の向き合い方だと思っております。

全ての資料——それは丁寧にやればそれは皆さんにはいいでしょう。しかし、議会と執行部というのは、そういうことではないのではないですかと。大綱ですよ。これはそう思っていたかかないと、当初予算のときに、学校もつくる、あれもつくる、これもつくるというときに、その詳細の図面から何から1回全部出せなんていったって、それは対応できませんから。ですので、学校を何人規模くらいのものでつくらせていただきたい、ついては予算がこれくらい必要だと思っております。ですから予算なのですね、決算ではないのです。

そして、それはまた議会の皆さん方のご質問の中でお答えをしながら執行に入る。執行に入るときに、今言ったように増減は出てくるものがやはりいっぱいあります。そういう中で、補正の中で、今回も補正としてこういう項目が補正項目でありませと、これは申し上げているわけです。私もここでそれにこだわるものではありませんが、でき得れば、今、議運を開いていただいたそうでありませが、もう少し私どもも含めて議会と執行部の本来のあり方、ここをお

互いが認識していかないと常にこういう問題が出てくると思うのです。ですので、それは後に譲るといたしまして、そういう思いで私たちはやってきたということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目のペレット消雪の関係でございます。確かに熱効率の面から言うと、ほかの電気等に比べては低いものがある、スイッチを入れたからといってすぐに温まって消雪が始まる、それから暖房、冷房が始まるということではありません。その面では厳しいものがありますので、若干その前後の部分でむだが生じてくるかもしれません。

それで、ロードヒーティングになりますと、雪を察知した中での登園時間以外の消雪も当然必要になってきますので、その部分は運転の切りかえ、小まめな切りかえをやっていかなければならないと思いますし、冷房それから暖房につきましても、瞬間的には補助器具を使わなければならない部分が出てきます。けれども、それらを使っていく中でコスト削減に向けて適切な運転を進めていきたいというふうに思っています。

まず、これについて市が公立の施設で使うことによってデータを取りまして、そのことを市民に広げて、安全性とかそれからCO2削減とか、そういったメリットについて広めていく必要があるだろうというふうに考えております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今の木質の材料の件ですが、私が言っているのは、ペレットにするまでのさまざまなコスト。これは大まかなブロックに、とても太刀打ちできるものではないわけです。そこにペレットにするまでのコスト、ブロックのままそこにぶち込むコスト、全然話が違うわけですよ、コストの桁が。こういうペレットを、それは戸建ての住宅でやるのはいいですよ、それぞれ主義、好みがあるわけだから。こういう事業所で、そういう高価な、そこへ燃料材料として仕上げるまでに高価なものにつく、こういう木質の材料を使ってそれでいいのかどうかということは、もう1回私は検証してほしいと思っています。

それから2点目になりますが、市長に申し上げたいのは、この議運があって、この議運のときに——それは当初予算のときはそれでいいですよ、大綱で我々は判断しますから。しかし、何度もここで出ているとおり、当初の大体の予算に対して3割も変更が出てきて、それが決して小さな問題でないのであれば、きょうまでまあまあ日があるわけでありましてけれども、これは議運の段階で、事前資料として我々が判断しやすい、執行部の言うこともそうさそうさだといって飲みこみやすい、そういう資料配付が私はあって当然だと思うわけですから、市長にあえて質問したわけでありまして、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 私は議運に出ておりませんので、どういう説明をしてどうだ、それで議会の皆さん方が議運をどういうふうに了承したかというのは、私はわかりませんが、私の経験からいきますと——私も不肖ながら議会を18年、議長も委員長も務めてまいりました。そして、議会と執行部のあり方というのは、例えば議案を事前に説明してはならないという、これがある

わけですね、これがあります。資料的なものは、それは出していいのでしょうけれども、事前説明はだめですから。これは法律で禁じられているわけです。ですから、そういうことをやりやっつけていかなければならない。

当然、それは議会としても、我々も議員時代にはそれを受け入れて、そして質問すべきは質問しますけれども、あのときこれがなかった、当初予算のときにやって議決をいただいたものを、説明が全然なかったというようなそういうそういう議論に至りますと、これはちょっと違うのではないですか。そういうことを申し上げているわけであります。

丁寧に説明するということは、当然心がけなければならないことではありますが、必要以上のものを求められても、それは執行部としてやはり出していくわけにはいかないと。ここをきちんと線を引かないと、いつまでたっても、いや資料が少ない、いや説明が足りない、このことの議論に陥っていくわけでありますから、それは議会の皆さんも、また我々も、説明資料が少ないのかもわかりませんので、そういう部分についてはお互い反省しなければなりません。今の議運でどういうことが議論されたか私はわかりませんが、これは、議長、副議長、議運の委員長もいいです。私も副市長も含めて、きちんとこれからの議会のあり方という部分をもう一度築いていかないと、いつまでたっても同じ問題が出てくる。そのたびごとに説明資料がないの、あれのこれのというそういう話ばかりになってしまうわけですから、それはどこかで断ち切らせていただきたいですよ、という話を私は申し上げているところであります。

説明資料が少ないのは、それはそれで議会からそういうご指摘があれば十分注意はしますが、議会というのはそういうところではないのだろうということを、私はちょっと申し上げているところであります。これは私の持論ですので、議会の皆さん方がそうではないとおっしゃれば、それはそれなりのことはしなければなりませんけれども、本来そうではないのだろうと。議会と執行部というのは、厳然とした区切りがある。分岐点といいますか、絶対超えてはならない部分がある。我々も議会の皆さんが議決したことについて、あれを賛成したから、反対したからぐどぐどなど言いませんよ。例えばどういう理不尽があっても。そこと同じだということもご理解いただきたいと思っております。

○議長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目のペレットの関係でございますが、木質バイオマスの活用につきましては、市長が説明したとおりで、やはり森林の活用を進めるには需要が高まらなければならないわけです。これを個人の住宅、それから民間に単に求めるだけでは、全然これは進まないと思います。それで、市が率先してそれを使うことによって先例をつけてデータを集め、それを利用していただくということで進めたいというふうに考えております。以上です。

○議長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 木質ペレットについては、それがでは本当に、競争力についてしっかりとデータを取ってほしい。それはそれでよろしいです。

市長、私が申し上げているのは、これをどういう事業であれ、設備であれ、やはりお金を払って活用していくのは、やはり市民です。その判断を、それは執行部と議会との、今までのい

ろいろなルールがあるかもしれませんが、仮に、大事な大事なこういう予算の中で、大幅な増額があるような場合は、しっかりと我々は情報はそこで事前に得たり、またちゃんと調査をしておかないと、不十分なままで決定をしてしまうということが、私は議員としても一番これはやはりあってはならないと思っています。

ですから、事前説明をしてということではないのですよ。ただ、これとこれとこういう理由で今回はこれだけの割合にして大幅な補正が出てくるのだということくらいは、我々はつかんでおかないと、いきなりここへきて、おい、手を挙げて、立って賛成してくれというわけにはいかないと、こういうことを言っているのです。今後、その辺のことも検討してほしいと、こういうふうに申し上げておきます。

○議 長 市長。

○市 長 おっしゃることはよくわかりますので、それはそれで我々のほうで対応できる限りのことはいたします。いたしますが、超えてはならない一線は確実にあると、これは議会の皆さんからご理解いただきたいと思っております。全てのことを、全てわからなければだめだということであっては、それは議会として成り立ちませんから。皆さんは執行部ではないのです。私は議員ではないのです。その違いというのは、きちんとお互いにわかっていただかないと、我々も非常に対応しかねるということを上申しているところであります。

なお、議運でどういう説明があったかはこれからですけれども、議案として資料は確かに行っているわけでしょう、この予算書は。どうなのですか。予算、行っているのでしょうか……（何事か叫ぶ者あり）

保育園をつくるという大きな目的は、子どもたちの、あるいは地域の皆さんの保育需要を質・量ともに満たすということにあるわけですから、本質が全くずれているということではないわけです。その中の工法的にこういうことがありました、こういうことがありましたというのは、先ほど私が説明したり、総務部長が説明したりということで、私はご理解いただけるものだと思っておりましたので、そういうことであります。

その前に資料を出せと、こういうことは対応できるかできないか。今ここで明言はできませんが、でき得る限りのことはやりますけれども、議会の皆さん方もお考えはいただきたいということだけは、申し添えておかなければならないと思っております。

○議 長 議長からも少し考えを述べさせていただきます。

議会はあくまでも上程された議案について審議いたします。資料というのはあくまでも補足のものであります。そういうことでありますので、市長が先ほど言われたとおり、上程されたその議案書に基づいて我々は議論をする。もし、必要であれば資料提供などの要求は、議長を通してお願いをしたいと思えますし、本来の議会と執行部のあり方というのを、これからもう一度議会として研究したいと思えます。その点に関しましての議論はこれで打ち切りしたいと思います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 では、何点になるか、ちょっと多くて申しわけありませんが。

理由で説明があった中のお話を1つずつお聞きしておきます。地耐力、8メートルを34メートルでなければだめだという理由については、構造が変わったためなのかどうか、その辺をひとつお聞きいたします。

それから、ペレットボイラーについてであります。ペレットボイラーのみで、こういったどんどんお湯を沸かしてとかそういうことだと思えるのですけれども、単価をどれくらいで設定しているのか。一般的に今は500円です。それを200円でやっている自治体があるんですね、供給している自治体。今現在、市内の業者は生産していないということでもあります。今、認定こども園ではやっているわけでありますので、それらの例を見ながら単価とコストは本当に正しいと思っているか、ひとつお聞きいたします。

それから、建物の構造も、多分、融雪を考えているのではないかと思いますけれども、あの保育園は融雪屋根であります。その融雪の総括をし、今度はこうしなければならないのだというくだりがありましたら、ひとつお聞きします。

若干戻りますけれども、ペレットのみでなく、大容量を発する場合は、チップボイラー、要するにペレットにしない状態で粉々にした状態のボイラーを通常は主で稼働させ、ペレットボイラーを補助的に使うというのが、私が視察したところではそういう状況をやっているようではありますが、それらの検討はされているかひとつお聞きします。

それから、私はこの事業についてちょっと見たら、8月着工ということが言われているわけですが、それで6月議会で多分承認ということだと思います。そうした中で、ここで補正をやらなければならない最大の原因は、入札の関係だと思うのです。入札はいつの予定であって——まだ公告してありませんのでこれからでしょうが、きょう通過し次第公告だと思うのです。そして、いつ入札であられるのか。

また、今回の補正の8,128万3,000円、これが実質的な補正額と思うのですが、これは設計が終了し、積算をした結果生まれたものだというふうに私は認識しています。当初計画とどう差異が生じたか、これは説明すべきところであるなというふうに感じました。それには具体的な資料というのはいくらあってもいいからあつてしかなければならぬかと、こういうことで前段の休憩動議の中で話をしたつもりですが、いかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の杭の関係でございますが、杭が当初旧保健所のあたりのデータを参考にして始めるという考えでいたのですが、ちょっと地盤が軟らかいということで、ボーリング調査の結果34メートル地点に支持地盤があるということで変更になったということは、先ほど説明したとおりです。構造といいますと、当初保育園の屋根につきましてはいろいろ想定をしておりました。自然落下等も含めていろいろな融雪の方法、雪処理の方法を検討しましたが、まだ裏側の敷地の確保ができなかったということから、雪の処理が敷地内だけでやりたいということで耐雪にしました。それも若干含めて構造は耐えられる構造にしたということも総合的に含めまして、34メートルという結果になりました。

ペレットボイラーのペレットの単価につきましては、500円ということで議員からお話があり

ましたけれども、その程度だというふうに認識をしております。

それから、融雪屋根につきましてはさまざまな問題がありまして、最終的には先ほど説明しましたように、敷地の関係等も、それから融雪のエネルギーの限度等の関係がありまして、耐雪型というふうな形をとらせていただきました。

それから、チップボイラーにつきましては、正直なところ想定をしておりませんで、ペレットボイラーのいろいろな説明を聞いた中でそのような形で決定をいたしました。

工事の関係ですけれども、6月議会で今のところ提案をさせていただきまして、その後すぐに着工したいというふうに考えております。これにつきましては、2月末に建物をつくって卒園式は新園舎でやりたいということからの考えであります。

それから、8,000万円強の増額ですけれども、これは3点ほどありまして、先ほど詳細説明のところで説明申し上げたとおりです。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 入札の日程でございますが、6月2日を予定しております。この今議会終了後、公告を行いまして、6月2日の日程で調整しております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 では、耐雪型ということとなるとRC構造なのか、1つそこだけ確認をしておきたいと思っております。

先ほどちょっと漏れているのが、今現在の建物の問題がどうであったか。望めるものではなかったかどうか、その辺をひとつお聞きしておきます。

それから、設計積算ができた結果で、この差異が生じたということは間違いありませんか。もう一度お聞きします。

それから、ペレットについては、私が調査したところでは、200円なら十分採算がとれますと、こういった説明を受けたことがございます。500円で供給を受けるということだそうですが、私はチップボイラーだともっと安く供給できるというふうに考えます。この辺はかなり検討する余地のある部分だと考えますが、いかがでしょうか。検討していなかったということではありますが、多分ペレットで実際やられている冷暖房等を見ると、やはりペレットが200円でもまだ高いということでチップボイラーを併用というのが一般的なようであります。そこにたどり着いていただきたいというふうに思います。

それと次に、設計が完了したからこういった形が出たということだというふうに想定をまずしてみますと、多分、当初予算で設計契約を何%で何ということの入札をして、設計契約をしたと思うのです。こういった3分の1からの——建物を別棟につくってとかいろいろ説明がありましたけれども、当然そのパーセントなりで設計契約も変更になるのかというふうに私は考えているのですが、その辺はどういったやり方をされているかひとつお聞きをします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の質問ですが、これは鉄骨2階建て総2階です。それから、規模につきましては、当初八幡保育園は平屋建てでありまして、570平米ほどでありましたけれども、

先ほど市長が説明申し上げましたように、やはりあの敷地の中で面積を増やさなければならぬということと、制限がありましたので、先ほども言いましたけれども、総2階の2階建てというふうにしました。

内容につきましては、やはり2階建てにすることによって階段室とかそういったものも増えますし、あとはゆとりのある保育ということ、それから職員の利便性とかそういったものも含めまして、もろもろの内容によりまして面積が増えております。

それから、特に設計で大幅に変わったのは、先ほど説明を申し上げましたように面積の部分、それからボーリングの増工、それからペレットボイラーの関係であります。基本的な部分で設計に間違いがあったとかそういうことではありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、ペレットとチップの関係でございますけれども、議員がそれだけ有利だというふうにおっしゃるのであれば、また検討も必要だというふうに思っております。

それから、設計契約額につきましては、工期は3月31日までとなっておりますので、その間にその契約の変更というのは行いませんでした。以上です。

○議 長 あらかじめお知らせいたします。この後予定されています特別委員会の設置、委員の任命、委員長・副委員長の選任、この全てを終わるまで休憩をいたしませんので、続行いたします。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 では、1点に絞りますが、その設計契約額、これについては私は総工費という形でいくのかなというふうに感じます。今まで軽微な変更の場合は含むという答弁をいただいているのですが、当初概算計画から積み上げて、こういった3分の1からの増工が出ている問題について、ほぼそういった事務に追われるわけでありまして、今後また管理等もそうなるわけでありまして、どういった計らいがこれからあるかひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 この設計そのものは今、触れたように、平成27年度3月31日ということですので、これで一応やらせていただきます。議員がおっしゃったように、この後、これを施工していく上で監理監督、この部分が今の部分から大変増額になるというような事態が発生すれば、これは改めて——1回もう契約はこれで終わっていますから、改めてやっていかなければならないと思います。それこそ補正でお願いするようになるのかもわかりませんし、いや、それはそれでいいよということになるのかもわかりませんが、それは全く無視をしてはならないことだと思っておりますので、またよく打ち合わせをしながらやってまいりたいと思います。

○議 長 質疑を終わることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「16 番」と叫ぶ者あり〕

挙手がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 68 号議案 平成 28 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 1 号）について、反対の立場で討論に参加するものであります。

まず、最初に述べておきたいのは、八幡保育園については、私は議員になって 11 年でありますが、通園時あるいは帰りのときも、特に交通安全について非常に困っているという要望をずっと聞いておりました。ようやく八幡保育園が新築となって、そういう危険箇所が解消される。非常に喜ばしいことであります。このことはまず申し上げておかなければならないと思います。

そして、この設計とさらに建築費についてでありますけれども、平成 27 年 10 月 13 日、八幡保育園の実施設計が公告をされております。その後、10 日ほどを経て入札ということでありました。この公告の時点で、市の考え方は設計士に伝えてあるものであります。設計士はそれに基づいて実施設計をするものであります。

しかしながら、先ほど出てまいりました基礎杭の問題であったり、またはペレットボイラーの問題であったり、あるいは定員増員に伴う延べ床面積の増であったりこういったところについては、実施設計をする段階では設計士としては、いかんともしがたいところでありましょう。しかしながら、保育園というものの設計に手慣れた設計士であるならば、この八幡という地区でこういうものをつくるときに、こういう問題が起きますということは、設計士から当然意見が出されたわけでありまして。そういうことを全部含めて、当初予算に設計費 2 億 6,069 万円が乗せられたものだというふうに、私は解釈しておりました。また、土地購入費についても 1,458 万円ということは当初予算にのっているわけでありまして。

ところが、今回、8,100 万円という大幅な増額での予算を修正したいという部分については、果たしてその設計士から、実施設計というものから実際にこういうものが必要ではないかというところについての、私は当局との打ち合わせが当然あったものだというふうに思っておりました。それが今時点で出てくるということについては、市の予算立てとして当初予算に対する考え方は、私はずさんであると思っております。

こういうようなずさんな予算立ての中で、市立保育園、旧六日町区で唯一の公設公営の保育園を新築するわけでありまして、そういうことについてこのままでいいのかという思いがあるのであります。したがって、当初予算の予算立て等々についての執行部側の考え方、これはずさんであるという点で、私は今回の補正について反対をするものであります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は第 68 号議案について質疑をした結果、反対の立場で討論に参加させていただきます。

私は明確な答弁をいただかなかったような気がするのですけれども、当初予算と要するに概要ですよ、その根拠は我々はわかりません。そして、設計を完了して設計価格を出したところでこの補正を出さなければならなかったということが、1つの流れではないかというふうに思っています。そして、その説明を求めるといことを言いましたが、それについては言語道断だという市長のこの姿勢は、いかななものかというふうに私は思っています。やはり、設計契約をしてその結果であるとするならば、私は何ら示していい問題ではないかというふうに捉えています。

最終的には入札の問題があるからと、こういうことで逃げられると思いますが、入札後なら私は当初予定と設計価格の公表はやはりしていくべきだろうと。そして、次の段階からは常にそういった事後ではあるけれども、チェックはできるという体制は、私たち議会では求めていく課題ではないかというふうに、私は感じております。

ちょっと補足して話をしますが、非常にやはり今、大きな仕事は、ペレットボイラーの問題だと思いました。ペレットボイラーについては名目はともかくとしても、やはりいかに供給単価を下げるかと。これは需要がなければと、こういう話でありますけれども、現にやっているところでは、申し上げましたが、500円ではなく200円で十分やれる体制をとっている自治体があるということは、やはり勉強すべきでないか。

そして、この地域で森林行政をどうつかさどるかということになりますと、やはり1つの産業としてこれを位置づけて、ペレットを大いに使い、あるいはチップを大いに使うという政策を、これから進めていくべきではないかというふうに思います。高いから公がやるということではなく、それが本当に身近なものとなっていくことを望んでいるところでございます。

説明等についての不備は、私はどうしても納得がいきませんので、この保育行政を批判するものではありません。手法を私は反対の趣旨とするところであります。以上で私の反対討論を終わります。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第68号議案 平成28年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号）、本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、発議第3号 特別委員会の設置についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、南魚沼市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします
発議第 3 号 特別委員会の設置について提案理由を述べさせていただきます。

別記をごらんください。特別委員会の名称は「議員定数調査特別委員会」でございます。設
置の根拠は、条例で特別委員会を置くことができるとした地方自治法 109 条及びそのことを定
めた南魚沼市議会委員会条例の第 6 条であります。

目的につきましては、市議会の今任期は来年 10 月 31 日に満了いたしますが、次期議会任期
の定数に関する調査を行うものであります。議員定数は 9 名。調査の期間は、ご承知のとおり
今任期は前の任期同様定数 26 でありましたが、次期任期の定数については変動があるなしは別
にいたしまして、1 年くらい前に決定して周知をする必要があるとした、この間の議会内部の
経緯もありますので、調査期間を本年平成 28 年 11 月 30 日とした議員定数調査特別委員会の設
置を提案するものであります。

なお、補足をさせていただきますけれども、本特別委員会が設置された場合の調査は、定数
減ありき、または定数据え置きありきではなく調査をするということにつきましては、会派代
表者会議及び議会運営委員会等では確認されているところであります。ご審議の上、全員の方
からご賛同いただけるよう、よろしく願いいたします。説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 3 号 特別委員会の設置については原案のとおり決
定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 暫時休憩といたします。追加日程の資料配付を行いますので、そのままお待
ちください。

〔午前 12 時 03 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前 12 時 05 分〕

○議 長 お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました報告第 2 号 議員定

数調査特別委員会の委員の選任について及び報告第3号 議員定数調査特別委員会の正副委員長の選任についてを日程に追加し、議事日程（第1号）の追加として、直ちに日程及び議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報告第2号 議員定数調査特別委員会の委員の選任について、報告第3号 議員定数調査特別委員会の正副委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として、直ちに日程及び議題とすることに決定いたしました。

○議長 追加日程第1、報告第2号 議員定数調査特別委員会の委員の選任についてを行います。

議員定数調査特別委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

以上で報告第2号 議員定数調査特別委員会の委員の選任についてを終わります。

○議長 長 ここで議員定数調査特別委員会の正副委員長互選のため、休憩といたします。休憩後の再開を12時15分といたします。

〔午前12時06分〕

○議長 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前12時15分〕

○議長 長 追加日程第2、報告第3号 議員定数調査特別委員会の正副委員長の選任についてを行います。議会事務局長より報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。敬称を省略させていただきますので、各自記入をお願いいたします。

議員定数調査特別委員会の委員長に、23番・阿部久夫、副委員長に13番・小澤実、以上2名であります。よろしく願いいたします。

○議長 長 議員定数調査特別委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。ここで議員定数調査特別委員長から挨拶をしていただきます。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

議員定数調査特別委員長・阿部久夫君。

○阿部議員定数調査特別委員長 先ほど、調査特別委員会で委員長指名推選によって、私が委員長ということでもって選任されました。来年、私たちの議員改選が秋にあります。それによって今回の定数削減については、決して削減あるべきではなく、きちんとした議論をした中でまた定数を決めていきたいと、そういう思いであります。どうか皆さん、そのことをきちんとして踏まえた中で、来年の改選に向けては議員の定数を、またどのようにやっていくか、そこら辺をきちんと検討しながら頑張っていきたいというふうに思っていますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

〔拍手〕

○議 長 以上で報告第3号 議員定数調査特別委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議 長 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって平成28年度第1回南魚沼市臨時会を閉会といたします。

大変遅くまでご苦労さまでした。ありがとうございました。

[午前12時21分]